

国立大学法人京都會計規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(金銭及び有価証券の定義)</p> <p>第16条 金銭とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 現金 通貨のほか、他人振出小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書及び官公署の支払通知書をいう。</p> <p>(2) 預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。</p> <p>2 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他文部科学大臣の指定する有価証券をいう。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(金銭及び有価証券の定義)</p> <p>第16条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>2 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他文部科学大臣の指定する有価証券及び株式(新株予約権及び新株予約権付き社債を含む。)をいう。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成22年11月30日から施行する。</p>